

平成 27 年度事業計画書

実施方針

近年の獣医療、獣医事を取り巻く情勢は、近隣諸国における口蹄疫や、鳥インフルエンザの継続的な発生、更に狂犬病については、我が国同様清浄国といわれていた台湾での発生が確認されるなど、悪性家畜伝染病や人獣共通感染症の発生が確認されている。これら疾病はグローバル化した社会において、我が国への侵入が懸念される。

本会においては、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全にまた、安全・安心な社会の実現につながる。」(One World One Health) の理念に基づき、人と動物の健康増進を図るために、関係機関等との連携が重要であることから、福島県医師会と学術協力の推進に関する協定を平成 26 年 9 月に締結し、人獣共通感染症等の技術に関する情報の共有を図っていく事としている。

獣医技術の発展は目覚ましいものがあり、また飼育者の動物に対する認識も深まっていることから、我々獣医師は常に技術の研鑽と獣医師道の高揚に努め、併せて会員相互の連携を図り、組織の充実と公益目的事業の推進のため、次の事業を重点的に実施する。

公益目的事業

1. 公衆衛生推進事業（公益事業－1）

狂犬病は、罹患した犬等に咬まれることにより、人が感染発症するとほぼ 100%死亡する疾病であり、世界的に継続発生している人獣感染症で毎年約 50,000 人が死亡している。

わが国では、1957 年以降の発生は確認されていないが、グローバル化が進んでいる現在、常に狂犬病の侵入が懸念されている。狂犬病の発生予防のため、厚生労働省局長通達により、生後 91 日齢以上の犬の飼い主に予防注射を受けることを義務付けている。

本会では、平成 24 年 4 月に狂犬病予防注射に関する協定を市町村と締結し、集合注射が円滑に推進するよう努めている。

また、狂犬病予防注射担当獣医師に対し、事業推進会議と研修会を開催する。

- (1) 狂犬病予防注射事業の推進
- (2) 人獣共通感染症対策への協力と啓蒙活動

2. 動物愛護推進事業（公益事業－2）

家庭動物の飼育者が多くなり、動物を適正に管理することが重要であり、動物を終生飼養の責務が生じることとなる。

また、子供と動物との接触により命を大切にする生命観の形成、他を思いやる心の醸成に寄与できる。

野生動物に対しても県民の関心が高まってきていることから、傷病した野生動物を登録している動物病院に搬入し救急救命を行っていく。

東日本大震災等により、多くの被災ペットが飼い主不明となる事態が生じ返還に多くの時間等を要したため、これらを解消するためマイクロチップ装着を推進する。

(1) 学校飼育動物愛護支援事業

幼稚園、小学校等で飼育されている動物が疾病等により、動物病院で治療を受けた場合、動物病院に対し治療費の一部を助成する。

(2) 野生動物救護支援事業

傷病、負傷している野生動物を県民が発見し、動物病院（ER ドクター）に搬入され応急処置等を受けた場合、動物病院に治療費の一部を助成する。

(3) 身体障がい者補助犬愛護支援事業

身体障がい者が飼養する公認の補助犬に対する狂犬病予防ワクチン接種に係る注射料金を助成する。

(4) 譲渡犬猫愛護支援事業

県内各保健所で保護された犬猫について、新たな飼い主への譲渡に当たって適切な飼育管理するための一つとして、避妊去勢を実施した場合にその費用の一部を助成する。あわせて飼育犬猫が逸走し行方不明となった場合に、早期に飼い主を特定し返還するには、個体識別が必要となりこの手段として、マイクロチップ装着が有効であることから、マイクロチップ装着に係る費用の一部を助成する。

(5) 被災ペット救護対策支援事業

立入禁止区域内及び帰還困難区域内で保護收容されたペットについて、福島県からの業務委託を受けて、シェルターの運営及び被災ペットを飼育管理し、今後も継続的に返還・譲渡を推進する。

3. 研修事業（公益事業－3）

獣医師が携わる業務は、産業動物関係・獣医公衆衛生関係・小動物関係に大別され、それぞれの業務に従事する者が日常の業務を通して調査研究した事例について、関係機関が開催する学会、研修会等に発表するとともに参加する。

また、獣医技術は目覚ましく発展しているため、新たな技術を習得するため、県内外の獣医師を対象に講習会等を開催する。

(1) 産業動物・獣医公衆衛生・小動物等各分野に関する講習会・研修会の開催と参加

(2) 東北地区獣医師大会・獣医学術東北地区学会・獣医学術年次大会へ参加

(3) 関係団体が開催する発表会・研修会等への参加及び協力

4. 畜産振興対策等事業への協力

本県畜産業の発展に関して、家畜の伝染病・各種疾病による損耗防止対策が重要であることから、県、関係団体が実施する事業に積極的に協力する。

(1) 家畜防疫事業及び自衛防疫事業推進への協力

(2) 畜産関係団体が実施する事業への協力

5. 広報等事業

公益法人として、公益事業活動の内容を県民及び獣医師に向け広く広報するとともに、公益事業の充実・推進を図る。

(1) 福島県獣医師会会報の発行（年3回）

(2) ホームページの充実及び活用

(3) 会員名簿の管理及び発行